

輸出貿易管理令別表第1に基づく該非判定書

本該非判定は、2024年2月1日現在の政省令に基づいております。
下記貨物は、輸出貿易管理令別表第1の1～15の項に掲げるリスト規制対象外の品目です。

また、下記貨物には一部マイコンを有していますが、輸出令別表第1の8の項（省令第7条に掲げる電子計算機若しくは付属装置又はこれらの部分品）のパラメータシート、様式：該貨コー8のとおり、非該当と判定します。但し、輸出貿易管理令別表1の16項には該当しております。

また、本貨物は、米国輸出管理法(EAR)、の再輸出規制について該当いたしません。

尚、輸出に際しましては、国内外の法令に従い、貴社において輸出許可取得等、必要な手続きの履行をお願い申し上げます。

対象貨物名：デジタル回転速度計、デジタルスケーリング計、カウンタ、
ストロボスコープ、力・張力・トルク計測器、またこれらの付属品

デジタル回転速度計パネル型：	DT-501XD、DT-501XA、DT-501FA、DT-5TXA各シリーズ
デジタル回転速度計ハンディ型：	DT-2100、DT-105、DT-107、DT-205、DT-207、 EE-1、EE-2、MT-100、MT-200 各シリーズ
上記用オプションパーツ：	DT-10001～10006、DT-20001～20003、DT-2100-OPシリーズ
デジタルスケーリング計：	DT-451Aシリーズ
カウンタ：	DT-601CGシリーズ
ストロボスコープ：	DT-311、DT-315、DT-361、DT-365、 DT-3011、DT-3015 各シリーズ
フォースゲージ：	FGPX、FGP、FGJN、FGRT、FGV、FGE 各シリーズ
フォースゲージスタンド：	FGS-50E-L/H、FGS-100VC/250VC、FGS-TV、FGS-5S、 FGS-50L/50H、専用治具 FGTTシリーズ
テンションメータ：	DTMX、DTMB、PLS 各シリーズ
アンプ内蔵型ロードセル：	PLT、PLC、VLC 各シリーズ
トルク計測器：	TNX、TNP、TNJ、TRC 各シリーズ DSP-5E、DSP-10、MTP、CRXL、CRXB、BRX 各シリーズ

安全保障貿易管理責任者
会社名：ニデックドライブテクノロジー株式会社

氏名：立林 信也



作成日：2024年2月1日

ニデックドライブテクノロジー株式会社

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの部分品)

貨物名 : 回転速度計 ・ ストロボスコープ

メーカー名 : ニデックドライブテクノロジー株式会社

型及び等級 : DT-**** / EE-*B / PH-***

パラメータシート
様式: 該貨コ-8

(P1/3)

令和6年2月1日

施行政省令等対応

質問事項	回答		備考
<p>《省令第7条第一号、第三号、第四号》 (輸出令別表第1の4の項に該当するものを除く)</p> <p>・ 下記の一、三、四、五のいずれかの項にあてはまるか。 (「はい」と答えた場合)</p> <p>・ 次の一、三、四、五のうちあてはまるものの□に■又は×を記して、それぞれの問いに答えること:</p> <p>□一 電子計算機若しくはその附属装置、又はその部分 □電子計算機 □附属装置 □部分品</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注意) 部分品については、部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ・ロ・ハに回答し、判定する。</p> </div>	<p>■ いいえ (チェック終了)</p>	<p>□ はい</p>	
<p>イ 85度を越える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したのか? ()内に使用温度範囲を記入する。 (「はい」と答えた場合)</p>	<p>■ いいえ</p>	<p>□ はい</p>	<p>(0~45度)</p>
<p>ロ 電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したのか?</p> <p>□ 放射線による影響を防止するように設計したもの (「はい」と答えた場合)</p>	<p>□ はい</p> <p>■ いいえ ←三へ</p>	<p>□ いいえ</p> <p>□ はい</p>	<p>運用通達より</p> <p>「告示で定める貨物」 (下記「注」参照)</p>
<p>ハ 民間航空機のために設計したのか? (「いいえ」と答えた場合)</p>	<p>□ はい ←三へ</p>	<p>□ いいえ</p>	
<p>次のいずれかに該当するものか? (下記の□に■又は×を記入。)</p> <p>□(1) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの。()内に全吸収線量を記入する。</p> <p>□(2) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの。 ()内に全吸収線量を記入する。</p> <p>□(3) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるように設計したもの ()内に全吸収線量を記入する。</p>			<p>(グレイ)</p> <p>(グレイ)</p> <p>(ビット/日)</p>
<p>二 削除</p>			

「注」: 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

輸出令の該非判定用パラメータシート

(P2/3)

令和6年2月1日 施行政省令等対応

質 問 事 項	回 答		備 考
<p>□三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品で次のロ、ハ、若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次の子からヌまでのいずれかに該当す及びこれらの部分品を除く。)</p> <p>イ 削除</p> <p>ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの。</p> <p>ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの。</p> <p>ニ 削除</p> <p>ホ 削除</p> <p>へ 削除</p> <p>ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の付属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの。</p> <p>チ</p> <p>他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働する為に必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの。</p> <p>はいの場合()内にデータ転送速度を記入する。</p>	<p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p>	<p>□ はい</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p>	<p>(0.000001実効テラ演算以下)</p> <p>(0.000001実効テラ演算以下)</p> <p>(ギガバイト毎秒)</p>
<p>本三号の該非の確定 上記のイからチまでのいずれかに該当するか？ (上記のイからチまでの回答欄において、右欄の <input type="checkbox"/>枠で囲まれた回答のいずれかがチェックされているか？)</p>	<p>■ いいえ ←四へ</p>	<p>□ はい</p>	
<p>(「はい」と答えた場合) 次のリからヌまでのいずれかに該当するもの、又はこれらの部分品か？(下記の該当する口内に■又は×を記入)。</p>	<p>□ はい (上記のリからヌの判定にかかわらず非該)</p> <p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p>	<p>□ いいえ (上記のリからヌの判定により該当となる。)</p> <p>□ はい</p> <p>□ はい</p>	
<p>リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの。</p> <p>ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(5の5)に掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるものか？</p>	<p>■ いいえ</p> <p>■ いいえ</p>	<p>□ はい</p> <p>□ はい</p>	
<p>以上の結果、省令第7条に該当するか。</p>	<p>■ 非該当</p>	<p>□ 該 当</p>	

令和6年2月1日 施行政省令等対応

質 問 事 項	回 答		備 考
<p>□四 電子計算機であって次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品か？ (下記の□に■又は×を記入)。</p> <p>□イ シストリックアレイコンピュータ □ロ ニューラルコンピュータ □ハ 光コンピュータ</p> <p>上記のイからハまでのいずれかに該当するか？ (上記のイからハまでの回答欄において、右欄の□枠で囲まれた回答のいずれかがチェックされているか？)</p> <p>(「はい」と答えた場合)</p> <p>□五 電子計算機もしくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラム作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたものか？</p>	<p>■ いいえ</p>	<p>□ はい</p>	
	<p>■ いいえ ←五へ</p>	<p>□ はい</p>	
	<p>■ いいえ</p>	<p>□ はい</p>	
<p>以上の結果、省令第7条に該当するか。</p>	<p>■ 非該当</p>	<p>□ 該 当</p>	

- (注 1) 暗号機能、秘密保護機能
輸出令別表第1の9の項に対する注釈(運用通達)に従い、暗号機能または秘密保護機能を有する電子計算機もしくはその付属装置若しくはその部分品は、貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定により判定すること。
- (注 2) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるかわ計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。
- 判定 解答欄において回答がすべて左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、□枠又は□枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

安全保障貿易管理責任者

会社名：ニデックドライブテクノロジー株式会社
所属：管理統括本部長
氏名：立林 信也 
電話：080-3721-9017
作成日：令和6年2月1日